

埼玉県地域公共交通運行継続支援金 申請要領

令和4年8月5日 制定
埼玉県企画財政部交通政策課

1 目的

燃料費高騰による大きな影響を受けながらも運行を継続している地域公共交通事業者に対して、支援金を交付するものです。

2 交付要件

交付対象者は、次のア～ウの全てに該当する事業者とします。

ア 次の区分のいずれかに該当する交通事業者

区 分	対象事業者
乗合バス事業者	県内に本社又は営業所を置く事業者（※）
法人タクシー事業者	県内に本社又は営業所を置く事業者（※）
個人タクシー事業者	県内に営業所を置く事業者（※）

※ 令和4年3月31日時点で県内の営業所に配置する事業用自動車（補助対象に福祉限定タクシーは含まれますが、市町村コミュニティバス専用車両、デマンド交通専用車両は除きます。）が1台以上ある事業者に限る。

イ 令和4年3月31日以降、運行を継続している事業者

ウ 事業継続の意思を有する事業者

3 交付額

「補助金計算シート」により算出された金額を交付します。

4 交付額の算定方法

交付額は、下記の「使用油種ごとの算定方法」のとおり算定します。「保有日数」（補助対象日数）は、令和4年4月から令和4年9月までの期間（以下「補助対象期間」という）における車両の期間分類（※「車両の期間分類ごとの保有日数」を参照）に応じて決定します。

※ 使用油種ごとの算定方法

- 軽油車…資源エネルギー庁が公表するデータを参考にして、高騰前の平均的な軽油価格と当月の軽油価格を比較し、算出した燃料高騰分に標準的な（燃料）消費量（当月分）及び保有日数を掛けて算出する。
- ガソリン車…資源エネルギー庁が公表するデータを参考にして、高騰前の平均的なガソリン価格と当月のガソリン価格を比較し、算出した燃料高騰分に標準的な（燃料）消費量（当月分）及び保有日数を掛けて算出する。
- LPガス車…一般社団法人日本エネルギー経済研究所の石油情報センターが公表するデータを参考にして、高騰前の平均的なLPガス価格と当月のLPガス価格を比較し、算出した燃料高騰分に標準的な（燃料）消費量（当月分）及び保有日数を掛けた上で、国土交通省が実施するタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業における補助金の支給額分を差し引くことにより算出する。

※ 車両の期間分類ごとの保有日数

分類	車両の状態	保有日数
通常	本補助事業の補助対象期間において、申請車両を申請事業所の事業に使用できる状態	全期間の日数
増車	補助対象期間中に新たに購入、若しくは他事業所からの転入により増備した状態（その後対象期間中に廃車・他事業所へ転出・売却を行った場合を含む）	増車日（登録年月日）以降の日数
減車	補助対象期間中に廃車・他事業所へ転出・売却等を行い、車両数が減少した状態	減車日（届出年月日）までの日数
休車	補助対象期間中に一時抹消登録、中古新規登録のいずれか又は両方を行った状態（休車期間については対象期間前から・対象期間後への継続を含む） ※一時抹消登録を伴わないコロナ臨時休車も含む	休車日を除く日数

- ※ 「増車」の場合は登録年月日を「保有日数」（補助対象日数）に含み、「減車」の場合は届出年月日を「保有日数」（補助対象日数）に含みます。

5 申請受付期間

(1) 受付開始日

第1期（令和4年4月～6月分）：令和4年8月5日（金曜日）

第2期（令和4年7月～9月分）：未定（決まり次第改訂）

(2) 受付終了日

令和4年11月30日（水曜日）（第1期・第2期共通、期限内必着）

6 申請方法等

原則として、下記の方法により申請してください。

ア ①乗合バス事業者

②法人タクシー事業者

③個人タクシー事業者（保有車両が「2台以上」）

電子メール

下記埼玉県ホームページから「交付申請書 兼 補助金計算シート」をダウンロードし、電子メールにて提出してください。ただし、補助対象期間中に「増車と減車の両方を行った車両」又は「休車した車両」がある場合は、「交付申請書 兼 補助金計算シート」による申請ができませんので、「10 お問合せ先」までご連絡ください。別の申請方法をご案内いたします。

【埼玉県ホームページ URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/r4unkoukeizokusienkin.html>

【電子メール送付先】 a2220-10@pref.saitama.lg.jp

埼玉県交通政策課 地域公共交通運行継続支援金担当

【メールの件名】「事業者名」地域公共交通運行継続支援金申請

※ 申請に当たっての留意事項

- ① 申請する車両の使用油種（軽油、ガソリン、LP ガス）によって「交付申請書 兼 補助金計算シート」の様式が異なりますので、該当する使用油種の様式を使用してください。
- ② 「交付申請書 兼 補助金計算シート」の入力に当たっては、「4 交付額の算定方法」に記載した「車両の期間分類」を参照の上、申請車両の保有状態に応じた正確な日付を入力してください。

イ 個人タクシー事業者(保有車両が「1台のみ」):「埼玉県電子申請・届出サービス」

パソコンやスマートフォンなどから「埼玉県電子申請・届出サービス(下記 URL) にアクセスした上で、画面の案内に従い入力してください。ただし、補助対象期間中に「増車」、「減車」又は「休車」した車両がある場合は、「埼玉県電子申請・届出サービス」による申請ができませんので、「10 お問い合わせ先」までご連絡ください。別の申請方法をご案内いたします。

【埼玉県電子申請・届出サービス URL・QRコード】

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=38327&accessFrom=



※ 申請に当たっての留意事項

- ① 入力に当たっては、下記埼玉県ホームページに掲載している「電子申請・届出サービス入力マニュアル」を参考としてください。

【埼玉県ホームページ URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/r4unkoukeizokusienkin.html>

- ② 「交付申請書 兼 補助金計算シート」の提出は不要です。

※ 必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。なお、提出された書類は返却しません。

※ 上記による申請ができない場合は、「10 お問い合わせ先」までご連絡ください。

7 申請内容の審査及び補正

申請受理後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

申請書類に誤りや不足などがあった場合、また、申請書類の内容について確認を要する場合、事務局から電話で確認することがありますので、必ず日中連絡のとれる連絡先を申請時に入力してください。

8 交付の決定

(1) 交付の決定

申請が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、交付に関する通知を発送し、本支援金を指定口座に振り込みます。

(2) 不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

9 注意事項

(1) 状況報告及び是正措置

本支援金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求め、関係機関に照会することがあります。また、検査又は報告等の結果、本支援金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消す場合があります。また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。返還に当たっては、当該支援金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年 10.95%の割合で加算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年 10.95%の割合で加算した延滞金を納付していただきます。

10 お問い合わせ先

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

電子メール a2220-10@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-2239

(電話による問合せは、土日祝日を除く 午前9時～午後5時)